

答

避難行動要支援者の個別避難計画については、本年5月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に作成が努力義務化された。

本市では、平常時から自治会、自主防災組織などの避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意し個別避難計画を作成したかたは、本年5月20日現在320人となっており、要支援者全体に対する個別避難計画作成率は約2・3パーセントとなっている。

本年2月に開催した職員によるワーキンググループにおいて、真に避難支援を要するかたを正確に把握することが困難であることが課題とされたことから、民生児童委員や自治会、自主防災組織などから協力を得るしくみを構築し、個別避難計画作成の推進を図りたい。

また、県の示す河川の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設として市地域防災計画に位置付けられている施設の所有者又は管理者は、平成29年6月に改正された水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計

画を作成し、市へ報告することを義務付けられている。

本市において、対象となる要配慮者利用施設は、浸水想定区域内に191施設、土砂災害警戒区域内に8施設あり、令和2年12月末現在の避難確保計画作成率は53・8パーセントとなっている。

国は、本年度末までに全ての対象施設について避難確保計画を作成することを目標としており、本市においても、未作成施設に対し、本年度末までに計画を作成するよう、所管部局と連携し、支援をしていきたい。



防災訓練の様子

塩崎雄大議員



- (一般質問)
- 1 新型コロナウイルス感染症に関する感染対策期について
 - 2 地域経済の活性化について

取り扱いが異なる理由は？

感染対策期の公共施設

問

感染対策期における学校での部活動は、学校活動の一環であるため、学校施設を使用した活動ができるのに対し、スポーツ少年団などの活動は、認められているものの学校施設や公共施設を使用することができない状況である。学校での部活動とスポーツ少年団などで取り扱いが異なるのはなぜか。

また、全国一斉緊急事態宣言時には、学校が休校となり、部活動や課外活動を禁止した

ことから、全国でもかなりの子どもがスポーツをやめたとの報告がなされている。

命を守ることが大前提ではあるが、子どもたちのため市の施設を限定的に使用できるようにするなど対応も必要である。感染症が再拡大した場合、どのような対応を考えているのか。

答

県が、4月8日に感染対策期に移行したことを受け、市では、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、公共施設の利用を原則休止とした。このような状況の中、

学校での部活動は、県立学校の取り扱いに準じ、一斉休校は行わず、身体接触や発声の伴う活動を休止するほか、対外試合のような他校との交流のある活動を休止するなど、一定の制限はあるものの、感染防止対策を徹底した上で、学校施設を利用した学校活動として認めていた。

しかし、スポーツ少年団などの活動は、学校外活動であり、社会人チームと同じ社会体育と位置付けられ、監督な



スポーツ少年団の活動

どもを含め、必ずしも同一校の児童・生徒で構成された団体ではないため、学校活動と同一の取り扱いは難しい。

そのため、スポーツ少年団などには、新型コロナウイルス感染症の抑え込みを最優先にした結果であることを説明し、理解を求めてきた。

また、県から再び感染対策期の発表がなされた場合、施設の利用については、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定されることとなるが、県管理施設の取り扱い内容や本市及び近隣の感染状況などを踏まえ、総合的に判断したいと考えている。